

2026年2月

一般社団法人日本創傷外科学会
第11回専門医更新対象者各位

一般社団法人日本創傷外科学会
専門医委員長 橋川 和信

第11回（2026年度）日本創傷外科学会専門医更新審査の注意点について

拝啓 立春の候益々ご健勝のことと存じます。

今年度の専門医更新申請書類提出において下記の点につきまして注意をしていただきたくご連絡をさせていただきます。なお、ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせをいただけますようお願いいたします。

1、診療実績報告書について

- ・手術件数ではなく、関わった症例の【件数】を記載して報告してください。
- ・日本創傷外科学会専門医を取得している会員の診療調査のための報告書ですので、7項目のうち0件の項目があったとしても更新ができなくなることはありません。

2、更新ができない方について

日本創傷外科学会専門医制度規則第11条に基づき、専門医更新を見込めない方の中で、次年度（もしくは次々年度）に専門医更新を希望する場合は、必ず更新書類一式【審査料振込の領収書（写し）含む】と【留保を希望する】旨記載した書面を同封してお送りください。書類の提出が無い場合は、2026年8月1日より日本創傷外科学会専門医の資格を喪失いたしますので、ご注意ください。

なお、留学や産休を伴う通常の留保申請の場合は、留保希望の理由を記載した書面、証拠書類【留学の場合は留学している証明書、産休の場合は母子手帳のコピーなど】と審査料振込の領収書（写し）をお送りください。

